慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	商法第二百條社債總額の制限に就て
Sub Title	
Author	栗栖, 赳夫(Kurusu, Takeo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1929
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.8, No.2 (1929. 6) ,p.162- 169
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19290620-0162

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

商法第二百條社債總額の制限に就て

栗栖赳夫

會社をして無制限に社債の募集を許すときは會社の負擔を重からしめ、社債權者並に其の他の債權者の擔保を薄弱にし且つ株主の利益を害するを以て之に付商法第二百條は次の如き制限を設けたり。

一、社債の總額は其の拂込金額を超ゆることを許さず（第二百條第一項）。『社債ノ總額』とは會社が現在、社債として負擔する債務の總額を稱す。故に普通の場合未だ償還を了へざる社債を有せざる會社は、其の拂込金額と同額迄社債を募集することを得べく、未だ償還を了へざる社債を有する會社は、其の拂込株金額と斯く未だ償還を了へざる社債の總額との差額を限り、新規に社債を募集することを得べし。拂込株金額と未だ償還を了へざる社債の總額とが同額なるときは、更に社債を償還するか若くは株金の拂込を爲さしめざる限り、新規に社債を募集することを得ず。普通拂込金額と未だ償

還を了へざる社債の總額との差額を社債の募集餘力と稱す。

二、斯くの如く商法第二百條第一項が會社の負擔する社債の總額を拂込株金額迄と爲したるは、會社が少くとも其の拂込金額に相當する財產を有することを原則の狀態と見たるによるべし。然るに會社は經營の失當、其の他の爲に損失を蒙り、現存する財產が拂込金額を下る場合なきにあらず。此の場合に於ては商法第二百條の趣旨より見て會社の拂込金額を以て會社の總額の限度と爲すこと能はざるが故に、同條第二項は若も最終の貸借對照表に依り會社に現存する財產が拂込株金額に滿たざるときは、社債の總額は其の財產額を超ゆること能はざる旨を定めたり。會社に現存する財產額は本來社債募集の際計上するを理論上正論上正當と爲すべしと雖も、會社が社債募集の度毎に其の計算を閉鎖して財產目錄及貸借對照表を作成するは實行困難なるのみならず、夫れ程嚴密にする實益も多からざるが故に同條第二項は便法として社債募集の際に於ける現存財產額と大差なき最終の貸借對照表に依る現存の財產額を標準と爲さしむることゝ爲したり。最終の貸借對照表とは社債募集の直近營業期末のものにして株主總會に於て承認を經たるものなることを要す。尙會社に現存する財產額とは、總財產額を謂ふものなりと說く者なきにあらずと雖も、同條の趣旨より見て總財產額より未拂込株金額（商法第二〇〇條第一項）社債募集差損額其の他社債以外の一般債務を控除したる金額即ち

正味の財産額を指すものと解するを妥當とすべし（社債法十講竹田博士一頁以下、青木博士七五頁以下）故に商法第九十二條に規定する「現存財産」とは意義を異にすと謂はざるべからず。

後に說くが如く會社の資本金及拂込株金額、最終の貸借對照表に依る現存財産及未だ償還を了へざる社債の總額は社債申込證（商法上の社債の場合）又は募集若は賣出の公告（擔保附社債の場合）中に、之を記載することを要す（商法第二百三條擔保附社債信託法第二十二條、第二十七條、第三十條）。是れ社債の應募者又は讓受人に社債の一般擔保たるべき會社の正味財産額を知らしむる爲に外ならざるなり。

上述の如く商法第二百條の規定に依るときは會社に現存する正味財産が拂込株金總額に超ゆる場合と雖も其の拂込株金額以上に社債を負擔することを能はず。種々の實例に徴するに此の點少くとも規定を改正して制限を緩和するを可とすべし。又現存財産の算定方法又は方針を法文其の他に明示するを適當と思ふ。

三、一旦社債を募集したる後未だ其の償還を了へざる中に拂込株金額、又は會社に現存する財産額が減少したるときは其の減少の限度に於て社債の總額を減少せしむべき必要ありや。余は社債が一旦有效に成立したる以上、假令拂込金額又は會社に現存する財産の金額に變動あるも社債の總額を減少する必要なしと解す。殊に資本減少の場合に於ては社債權者は之に付異議を述べ一定の救濟を求むることを得べし（商法第二百二十條第二項、第七十八條乃至第八十條參照）。

四、右に述べたる商法第二百條の規定に對しては例外あり。而して其の第一に擧ぐべきものは特別法に依り設立せられたる銀行及會社に付てとす。

現行法上斯る銀行としては日本勸業銀行、日本興業銀行、北海道拓殖銀行、農工銀行及朝鮮殖產銀行、又會社としては東洋拓殖株式會社及南滿洲鐵道株式會社あり。凡そ斯る銀行及會社は特別の使命を有し其の事業資金は多く社債に依らしむる趣旨なるが故に夫々特別法に依り嚴重なる監督の下に商法第二百條の規定に對する例外を認めたるものとす。斯る銀行及會社は拂込株金額の二倍乃至十五倍を限り社債を負擔することを許し、一定の確實なる資產總額が右限度の金額を下るときは之を超過することを得ざらしめたり。

日本勸業銀行（日本勸業銀行法第三十四條）に於ては其の資本金四分の一の拂込ありたるときは、拂込金額の十五倍を限り勸業債券を發行することを得べし。但し年賦償還貸付金總高、定期償還貸付金總高及其の引受に係る農工債券、北海道拓殖債券、產業債券及朝鮮殖產銀行の發行したる債券現在高を超過するを得ず。

日本興業銀行（日本興業銀行法第十二條）に於ては拂込資本金額の十倍を限り興業債券を發行することを得べし。但し其の貸付金現在高、割引手形現在高及其の所有に係る國債證券、地方債證券、社債券、株券、地金銀現在高を超過するを得ず。

北海道拓殖銀行（北海道拓殖銀行法第十二條）に於ては拂込資本金額の十倍を限り拓殖債券を發行することを得べし。但し其の年賦償還貸付金總高及定期償還貸付金總高を超過することを得ず。

農工銀行（農工銀行法第二十六條）に於ては資本金四分の一以上の拂込ありたるときは拂込金額の十倍を限り農工債券を

發行することを得べし。但し年賦償還貸付金總額より同銀行法第二十四條第四項に依り質と爲したるもの（年賦償還貸付金の債權及其の擔保たる抵當權を擔保として日本勸業銀行より年賦償還の方法に依り借入れたる金額）を控除したる金額及定期償還貸付金總高を超過することを得ず。

朝鮮殖產銀行（朝鮮殖產銀行令第三十條）に於ては拂込資本金額の十五倍を限り朝鮮殖產債券を發行することを得べし。但し、年賦償還貸付金總高、定期償還貸付金總高並に其の應募又は引受に係る公共團體の債券又は朝鮮に於て殖產事業を營むことを目的とする會社の社債券現在高を超過することを得ず。

東洋拓殖株式會社（東洋拓殖株式會社法第二十三條）に於いては拂込資本金額の十倍を限り東洋拓殖債券を發行することを得べし。

又南滿洲鐵道株式會社（南滿洲鐵道株式會社ニ關スル件第十一條ノ三第二項）に於ては拂込金額の二倍を限り社債を發行することを得べし。但し資本總額を超過することを得ず。

商法第二百條に對する例外の二として擧ぐべものは電氣事業會社に付てなり。即ち電氣事業會社は、同條の制限を超えて社債の總額が拂込株金額の倍に達する迄社債の募集を爲すことを得べし（電氣事業法第一六條ノ二第一項）。但し其の社債は左の制限に從ふことを要す。

(1)電燈又は電力供給事業（電氣事業法第一條第一項）に屬する電氣工作物の施設の費用に充當すること（電氣事業法第二六條ノ二第一項）、（電氣工作物の意義に付ては電氣事業法第二條に明にする所あり）。

(2)最終の貸借對照表に依り會社に現存する財產が其の拂込金額に滿つること（電氣事業法第一六條ノ二第二項）

(3)工場抵當法に依り會社の事業に屬するものを擔保と爲すこと(電氣事業法第一六條ノ二第三項)。

電氣事業會社が電燈又は電力供給事業に屬する電氣工作物の施設の費用に充當する爲め既に募集したる社債を借換ふ場合も亦右(1)に含むものと解す(昭和三年東京電燈株式會社が日英米に於て募集したる社債は此の解釋に從ひたりと聞く)。

商法第二百條に對する例外の三として擧ぐべきものは地方鐵道會社及軌道會社に付てなり。即ち地方鐵道會社及軌道會社は其の負擔する社債の總額が鐵道抵當法又は明治四十二年法律第二十八號「軌道抵當ニ關スル件」に依る債務の額と併せて總株金の拂込額を超過することを得ず。鐵道抵當法又は明治四十二年法律第二十八號「軌道抵當ニ關スル件」に依る債務とは、鐵道財團又は軌道財團を抵當とする債務にして、其の債務は一般債務たると社債たるとを論ぜざるなり。故に例へば茲に拂込株總金額五百萬圓の地方鐵道會社あり。其の現存する財產が拂込株金額を下らずして無擔保社債總額壹百萬圓、鐵道財團を抵當とする社債總額壹百五拾萬圓の外に、鐵道財團を抵當とする一般債務壹百萬圓を有すと假定すれば、該會社が新に社債を募集し得る金額は五百萬圓より右無擔保社債壹百萬圓、鐵道抵當附社債壹百五拾萬圓及鐵道抵當附一般債務壹百萬圓合計參百五拾萬圓を控除したる金額即ち壹百五拾萬圓に止まる譯なり。但し舊債務(社債及一般債務)償還の爲にする場合に於ては舊債務の額は之を算入することを要せざるものとす(地方鐵道法第七條第三項但書軌道法第二六條)。

尙日本興業銀行法第十二條ノ二に依れば、日本興業銀行は外國に於ける公益事業に對し資金の需要ある場合に主務大臣の認可を受けたるときは、商法第二百條及日本興業銀行法第十二條第十五條の制限に依らずして債券を發行することを得べし。明治四十一年英佛に於て募集したる第十三回興業債券は總額貳百萬磅は韓國に於ける公益事業資金に充當の爲め此の規定に依り發行せられたるものに外ならず。

五、社債の期限を實質的に延長する意味に於て借換を爲すこと甚だ多し。而して社債借換の場合に於ては極めて短期間乍ら舊社債と新社債と併存すること普通にして此の場合、商法第二百條の制限上面倒なる問題を惹起すること少なからず。

商法は社債借換の場合に於ては之に依り償還すべき社債の額を算入せざる旨の便宜規定を有せず。從て此の場合矢張舊社債の額をも算入すべきものと解せざるべからず。故に實際上甚だ不便を見ること稀ならざるなり。但し立法論としては一定期間內に舊社債を償還すべき旨を命じて舊社債の額を算入せざることゝ爲すを適當とすべし。

然し乍ら特別法に例外あり。即ち日本勸業銀行、日本興業銀行、北海道拓殖銀行、農工銀行、朝鮮殖產銀行及東洋拓殖株式會社が社債借換の爲に更に低利の債券を發行するときは商法第二百條及

各別法の制限に依ることを要せず。但し其の場合に於ては、低利の社債を發行したる後一ヶ月乃至三ヶ月内(日本興業銀行は三ヶ月其の他は一ヶ月)に相當する舊社債を之に償還することを要す(日本勸業銀行法第三十七條、日本興業銀行法第十六條、北海道拓殖銀行法第十五條、農工銀行法第二十八條、朝鮮殖産銀行令第三十五條、東洋殖拓株式會社法第二十八條)。

地方鐵道會社及軌道會社に於ては既述の如く借換の場合に舊債務(社債及一般債務)を算入せず。

六、會社の取締役(又は株式合資會社に於ては業務執行社員)が本條の規定に違反して社債を募集したるときは一定の制裁を受けざるべからず(商法第二六二條第八號)而して本條の規定に反して募集したる社債は總て無效と解したし。

商法第二百條の規定に反して募集したる社債は總て無效なる旨法文に明示するも良かるべし。成る可く疑を挾む餘地を殘さざるが親切なるべし。尙本稿に於て「社債の募集」と謂ひたるは商法第二百條の語を其の儘用ひたるものにして廣義の謂即ち商法第二百三條の二に規定する「社債の引受」をも含む。(完)。